

令和元年度 学長戦略経費（公募型プロジェクト）研究成果概要報告書

経費の種類	<input type="checkbox"/> 共同研究推進 <input type="checkbox"/> 研究推進重点設備	<input checked="" type="checkbox"/> 若手教員研究支援 <input type="checkbox"/> 研究推進設備修繕	<input type="checkbox"/> 個人研究支援
プロジェクトの名称	子どもに対する法教育一小学校における法教育の展開を中心に		
報告者氏名・所属・職名	金 鉢善・函館校・講師		
プロジェクト担当者氏名・所属・職名	金 鉢善・函館校・講師		

研究内容及び成果の概要

法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」であるとする。この定義は、アメリカの法教育法のLaw-Related Education (Washington State Administrative Office of the Courts : Law-related education (LRE) is defined in the Law-Related Education Act of 1978 as “education to equip non-lawyers with knowledge and skills pertaining to the law, the legal process, and the legal system, and fundamental principles and values on which these are based.”) に由来するもので、その対象はいわゆる「非法律専門家」であるといえるが、実際には「小・中・高生」が主な対象となっている。そして、法教育は、法律教育でも、法学教育でもないことが重要であるとされる。

法教育の目的は何か。それは、「自由で公正な社会を支える『法』的な考え方を育てること」であり、ここでいう「自由で公正な社会」とは、「様々な考え方を持ち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら共に協力して生きていくことのできる社会」のことであるとする（法教育研究会（2004）「我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－」）。

法教育が本格的に議論されたようになった背景としては、「裁判員制度の導入」があげられる。すなわち、裁判員制度をはじめとする各種司法制度改革の成果を国民に身近なものとするため、広く国民に対して法教育を普及するための施策に取り組む必要があることから、法務省では、2005年5月、法教育推進協議会を発足させ、法教育研究会の報告書の趣旨を踏まえつつ、法教育をどのように推進していくかなどについて、多角的な視点から検討を始めた。そして、2016年の選挙権年齢の引下げや2022年4月から施行される成年年齢の引下げ等によって、法教育の必要性は、加速化されたといえよう。

調査・研究は、2019年4月から2020年3月まで実施された。その主な対象は、子ども（外国にルーツを持つ子どもも含む）に対する法教育である。現在までの研究成果は、以下のようにまとめることができる。

第一に、日本の小学校における法教育は、学校の方針および担任先生の裁量によって時間数および内容等に差異が見られる。

第二に、指導する側（担い手）に対する法教育の支援である。法教育が主に小・中・高生を中心に行われていること、法教育の効果が最も期待できるのが学校教育であることなどを鑑みると、法教育の担い手としての教員の役割は、重要である。そもそも、教員のほとんどが非法律専門家であることから考えると、法律専門家等による支援・連携は、必要不可欠である。

成果の公表の状況

【著書】

金鉉善・佐藤香織、多文化共生社会の実現を目指した外国人政策 - 外国人を対象とする法教育の試み - 、『国際地域研究Ⅱ』、大学教育出版、2020年3月、pp.105-119。

【学術論文】

①金鉉善、韓国における法教育の現況－学校の法教育を中心に－、学校教育学会誌第23号、平成31（2019）年3月、pp.1-8。

②金鉉善、外国にルーツを持つ子どもを対象とする法教育、広島法学43巻4号、2020年、印刷中。

教育現場で活用可能な分野・教材等

配布又はダウンロード可能な資料

問合わせ先
代表者：金鉉善
電話：
FAX：
mail : kim.hyunsun@h.hokkyodai.ac.jp